

茶臼山公園施設指定管理者運営モニタリング結果（2019年度）

1 施設の概要

施設名	茶臼山公園施設
所在地	北設楽郡豊根村坂宇場地内
設置根拠	自然公園法、愛知県観光施設条例（昭和57(1982)年 供用開始）
設置目的	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与する。また、県内の観光旅行者の利便を図る。
施設概要	敷地面積 73,042 m ² 主な建物 キャンプ場（342人収容、管理棟1棟、便所3棟、炊事場3棟） 施設利用期間 7月1日から8月31日まで

2 指定管理概要

指定管理者名	一般財団法人休暇村協会
指定期間	2016年4月1日から2021年3月31日まで
指定管理者選定時の主な提案内容とその実施状況	「手ぶらでキャンプバック」などの企画商品の販売を強化（2016年7月から実施）

3 利用状況

（単位：人、件）

区分	2019年度		2018年度		増減 (①-②)
	計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
キャンプ場	1,700	1,980	1,700	1,943	37
計	1,700	1,980	1,700	1,943	37

※計画値とは、指定管理者を選定する際に提出された計画値を指します。

4 収支状況

（単位：千円）

区分	2019年度		2018年度		増減 (① - ②)
	計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
収入計	722	769	720	758	11
利用料金収入	280	327	280	318	9
指定管理料	442	442	440	440	2
その他	0	0	0	0	0
支出	722	769	720	758	11
収支差	0	0	0	0	0

5 モニタリング結果

(1) 総合評価

評価	評価内容
A	適切な管理運営がなされていた。また、休暇村協会の施設と一体となった利用促進を行い、企画商品の販売等、利用者サービスの向上に努めていた。

(2) 区分ごとの評価

区分名称	評価	評価内容
基本項目	A	関係法令等を遵守し適切に実施されていた。
施設の適正な管理	A	協定書等を遵守し適切に実施されていた。
サービスの維持・向上	A	企画商品の販売など、利用者のニーズを把握した管理運営がなされていた。
運営等の安定性	A	適切に実施されており、問題はなかった。

【評価の基準】

- S 県の求める水準を大幅に上回る A+ 県の求める水準を上回る A 県の求める水準（業務仕様書の水準）
B 県の求める水準に対して一部不十分 C 県の求める水準に対して不十分

(3) 今後の対応等

- 企画商品（手ぶらでキャンププラン等）が好評とのことであり、利用者数も伸びているため、引き続き利用者のニーズを把握した利用促進に努めていただきたい。

6 利用者からの反応

- 利用者からはチェックイン、チェックアウトの際に直接コメントをいただいております、概ねご満足いただいております。
- トイレが和式で利用しづらい。：【対応】洋式化を検討中。
- トイレ・炊事棟が古く薄暗い上、夜間に電気に向かって昆虫がたくさん入ってくる。：【対応】清掃を実施。
- ネット環境（Wi-Fi）、AC電源でのスマートフォン充電の要望が多い。：休暇村茶臼山高原本館で対応。

7 その他

- 施設の老朽化対策等について、他の県有施設を含めた全体の状況を把握した上で、優先順位を付けて実施していく。
- 営業期間のアルバイトの募集が年々困難となっている。
- 最近流行の高規格キャンプ場と比べられることが多くなった。

○ 問い合わせ先

環境局環境政策部自然環境課 調整・施設・自然公園グループ
電話：052-954-6227（ダイヤルイン）
ファクシミリ：052-963-3526
メールアドレス：shizen@pref.aichi.lg.jp